

令和5年度決算における 名寄市の「健全化判断比率」を公表します

地方公共団体の財政の健全化を目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から全面施行されました。これは、財政の健全化に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて「財政の早期健全化」や「財政の再生」を図ることを目的として制定されたものです。

この法律では、財政の健全化に関する指標として、①**実質赤字比率**②**連結実質赤字比率**③**実質公債費比率**④**将来負担比率**の四つの指標を設けています。また、公営企業については、「**資金不足比率**」の指標を設けています。

それぞれの指標には基準が設けられ、「**健全段階**」、「**財政の早期健全化(自主的努力による財政の健全化段階)**」、「**財政の再生(国等の関与による財政の再生段階)**」の三段階に区分されます。信号に例えれば財政状況を青信号、黄色信号、赤信号に区分するものです。

健全化判断比率

指 標 名	名寄市の数値(%)	早期健全化基準(%) (黄色信号)	財政再生基準(%) (赤信号)
実 質 赤 字 比 率	—	12.96%	20.0%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	17.96%	30.0%
実 質 公 債 費 比 率	9.9%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	9.3%	350.0%	

※「—」表示は実質赤字額がないことを表しています。

令和5年度決算において、いずれの指標も早期健全化基準を下回っています。

資金不足比率

特別・企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.00%
下 水 道 事 業 会 計	—	
病 院 事 業 会 計	—	
食肉センター事業特別会計	—	

※「—」表示は資金不足額がないことを表しています。

実質赤字比率

普通会計(名寄市の場合、一般会計と市立大学特別会計の合算)の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

家計に言いかえると、年収に占める年間の赤字の割合を示したものです。

実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す3年間の平均比率です。

家計に言いかえると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示したものです。

資金不足比率

各会計の事業の規模に応じた資金の不足額の比率を言います。

連結実質赤字比率

実質赤字比率で対象の普通会計に加え、国民健康保険事業などの特別会計、水道・下水道・病院事業の企業会計を含めた名寄市の全会計を合算し、市としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

将来負担比率

名寄市の普通会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

家計に言いかえると、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合です。